平成２５年（フ）第１３０号
群馬県前橋市広瀬町２丁目20番地　Ｒ４―405号
債務者　岡田　智之
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５５号
群馬県伊勢崎市除ケ町343番地４　ハウス白銀７
債務者　松本　英樹（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６６号
群馬県前橋市富士見町小暮2164番地４
債務者　伊藤　友幸
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６９号
群馬県渋川市金井1481―９、住民票上の住所　群馬県高崎市金古町1542番地51
債務者　山田　武史
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６０号
群馬県太田市新田金井町417―７、住民票上の住所群馬県邑楽郡大泉町大字吉田1942番地の８
債務者　鷹觜　麻紀
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１１９号
群馬県安中市松井田町新堀286番地３
債務者　奥野　光陽
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１２７号
群馬県藤岡市上戸塚122番地２
債務者　新井　文雄
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１２８号
群馬県藤岡市上戸塚122番地２
債務者　野口　綾子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１３１号
群馬県安中市安中５丁目11番36号
債務者　永原　泰一
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２０１号
静岡県伊豆の国市長岡597番地の４
債務者　津村　友子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
静岡県掛川市西大渕４番地
債務者　杉山　信夫
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第４３７号
堺市南区茶山台２丁２番５―204号、前住所大阪府和泉市室堂町５番地の１　６―708
債務者　米良　和敏
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４７３号
堺市南区原山台１丁５番４―304号
債務者　笠原　正章
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４９０号
堺市北区新金岡町５丁４番430号
債務者　岩田　貴子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５１７号
堺市北区東浅香山町１丁１番地１　清鳳マンション22号
債務者　金井仁三こと　金　仁玉
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５２０号
大阪府藤井寺市古室３丁目４番32―203号、前住所大阪府藤井寺市沢田２丁目８番14号
債務者　喜田　誠子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５５７号
堺市堺区出島町２丁７番44―304号
債務者　柏木　真己
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係